

# 障害福祉サービスの 町助成制度(町単独事業)



福祉課

# 障害福祉サービスの概要

## 国・県・町による事業 (障害者総合支援法・児童福祉法)

### 自立支援給付

- ・生活介護、就労継続支援
- ・施設入所支援、グループホーム 等

### 障害児

施設通所支援  
相談支援  
入所支援

### 地域生活支援事業

- ・日常生活用具 移動支援 等

相談支援

補装具

原則、国、県及び町で費用の9割を負担し、  
利用者は1割負担

## 町単独事業 (町要綱)

日常生活用具の  
自己負担への助成

グループホーム等  
家賃補助

**施設通所交通費  
助成事業**

**重度障害者等自動  
車燃料費/タク  
シー券助成事業**

# 本日の提案

## 施設通所交通費助成事業（自家用車による通所）と 重度障害者等自動車燃料費助成事業における 支給要件の見直しについて

※重度障害者等自動車燃料費/タクシー券助成事業については、以下「燃料費助成」、「タクシー券助成」と表記します。

# ▶ 施設通所交通費助成事業について

# 施設通所交通費助成事業

目的	通所施設へ通う際の交通費を助成することにより、社会参加の支援、早期療育の提供、経済的負担の軽減
対象者	施設通所者（手帳の有無や等級は問いません。） ※施設の行う送迎の利用者は対象外
支給内容	<b>【公共交通機関】</b> 経済的・合理的な経路による料金 × 通所日数 ÷ 2 ※定期券を利用の場合には、その料金の半額  <b>【自家用車】</b> 片道距離 1 kmにつき×20円×通所日数
利用者数 (令和元年度)	利用者 29名 支給額 2,073,000円 <b>うち、自家用車による送迎 14名</b>

# 自家用車による送迎が多いのは・・・

もともと町内に施設が少ないし・・・

施設からの距離や、施設所在地外の利用者は  
施設の行う送迎の対象外になってしまう・・・

電車の駅がない・・・  
バスの本数が少ない・・・



**自家用車での送迎に頼らざるを得ない！**

# 施設通所交通費(自家用車使用)の支給例

▶ 例：片道10 k m、通所日数20日/月の方の場合

▶ 行き



行き  
10 k m

▶ 帰り



帰り  
10 k m

**申請内容 (1月分)**

**$10 \text{ km} \times 20 \text{ 円} \times 20 \text{ 日 (利用日数)} = 4,000 \text{ 円}$**

# 施設通所交通費(公共交通機関利用)の支給例

▶ 例：バスで片道200円、通所日数10日/月の方の場合

▶ 行き



行き  
200円

▶ 帰り



帰り  
200円

往復  
400円

**申請内容 (1月分)**

**400円×10日(利用日数)÷2=2,000円**

**※定期券は半額の支給**

# 施設通所交通費の申請方法

## 申請者

- 申請書に、公共交通料金又は自宅から施設までの距離を記入
- 通所日数の証明書（施設が発行）を添付
- ※3か月分まとめて請求可



## 町 福祉課

- 審査
- 決定
- 支払い
- ※対象者は施設利用が決定した際に福祉課で把握



# ▶ 燃料費/タクシー券助成事業について

# 燃料費/タクシー券助成事業

目的	自動車の燃料費又はタクシー券の助成を行い、通院及び日常生活の利便、社会参加の促進、福祉の向上
対象者 (令和元年度)	在宅で生活する <u>重度障害者等</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳 1 級、2 級</li><li>・療育手帳 A 1、A 2</li><li>・精神障害者福祉手帳 1 級、2 級</li><li>・要介護状態区分 要介護 4、5</li></ul> 186名※ <p>※在宅・施設入所者を含める。</p>
利用者 (令和元年度)	【燃料費】 92名 【タクシー券】 65名

# 燃料費/タクシー券助成事業

支給内容

## 燃料費かタクシー券を選択

【燃料費】 1ℓにつき50円(20ℓ/月を上限)  
(人工透析の方は60ℓ/月を上限)

【タクシー券】 500円券を月2枚 最大年間24枚  
(人工透析の方6枚 最大年間72枚)

※申請時に一括で交付。

交付

新規：障害手帳取得時に説明し交付。  
継続：毎年3月に広報に掲載及び、通知等を発送。

# タクシー券の支給例(人工透析以外)

## 【交付】

500円券を月2枚、交付。(最大年間24枚)

## 【使用时】

タクシー料金支払い時に障害者手帳を提示し、タクシー券で支払を行う。

※タクシー券の1度の使用枚数の制限はなし。

## 【請求時】

タクシー会社が支払いを受けたタクシー券と請求書を町へ送付。

⇒ 町から支払い。

# 燃料費の支給例(人工透析以外)

- ▶ 中井町重度障害者等自動車燃料費助成の内容（1月分）  
月額上限  $20\ell \times 50\text{円} = 1,000\text{円/月}$
- ▶ ガソリン価格 124円（R2.10.4 昭和シェル石油中井店価格）
- ▶ 自動車の燃焼基準 約13 km/ℓ（国土交通省HPより）

⇒町から1,000円/月の助成を受けると、

$1,000\text{円} \div 124\text{円} = \text{約}8\ell$ のガソリンが入れられる。

⇒平均的な燃焼基準（約13 km/ℓ）では

$\text{約}8\ell \times \text{約}13 \text{ km}/\ell = \text{約}104 \text{ km}/\text{月の走行が可能となる。}$

# 燃料費の申請方法

## 申請者

- 申請書に燃料の使用量が分かるレシートを添付。



## 町 福祉課

- 審査
- 決定
- 支払い



**レシートの提出のみで、  
どのように使用  
されたかは確認できない。**

## 【課題】 施設通所交通費と燃料費の支給要件等

	施設通所交通費助成 (自家用車による送迎)	燃料費助成
助成の 対象	施設通所を行う際の自家用車 による送迎の <b>燃料費</b>	重度障害者等の通院及び日常生活 の利便、社会参加の促進のための 自動車の <b>燃料費</b>
申請方法	申請書(片道距離明記)+通所日 数の証明書を提出	申請書+使用量が分かるレシート を提出 <b>⇒使用用途まで求めている</b>

# 他の市町の事例

市町名	内容
開成町	<b>施設通所交通費助成を廃止</b> (燃料費助成/タクシー券助成はあり)
三浦市	施設通所交通費助成について、 <b>自家用車は対象外</b> (燃料費助成/タクシー券助成はあり)
秦野市	施設通所交通費助成、燃料費助成、タクシー券助成のうち <b>どれかひとつを選択</b>

## 改善に向けての提案

施設通所交通費助成事業 及び 燃料費/タクシー券助成事業の対象者は、

◎ 施設通所交通費助成（自家用車による通所）

◎ 燃料費助成

◎ タクシー券助成

のどれか1つを選択するなど支給要件の変更を検討する。

さらに、障がいのある方の社会参加のために・・・

- ▶ **町オンデマンドバス**、**社会福祉協議会福祉有償運送サービス**の利用促進、**送迎ボランティア**の活用  
⇒親の高齢化による、送迎の困難にも対応
- ▶ 障がいのある方の状況や中井町の交通事情を考慮し、**利用者の利便性や社会参加の機会が損なわれることがない**ように慎重に検討を行います。

